

「奈良県在宅保健師の会」(秋篠の会) 会則

(目 的)

第1条 本会は、高齢者施策としての保健・医療・福祉事業の重要性を認識し、その展開に伴う今後のマンパワー対策や地域の保健活動に寄与するとともに、会員相互の研鑽を図ることを目的とする。

(名称及び事務の所管)

第2条 この会は「奈良県在宅保健師の会」(秋篠の会)と称し、奈良県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)が事務を所管する。

(会 員)

第3条 会員となる資格は、奈良県内に在住する在宅保健師で、この会の趣旨に賛同する者とする。

(事 業)

第4条 次の事業を行う。

- (1) 在宅保健師研修会の開催
- (2) 保険者に対する保健事業への支援活動
- (3) 在宅医療等推進支援事業への支援活動
- (4) その他必要な事業

(役 員)

第5条 この会に次の役員を置く。役員は会員の中から互選し、任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名

(役員会)

第6条 役員会の用務は次のとおりとする。

- (1) 役員会は、事業の運営及び事務の円滑な推進を図るため調査研究を行う。
- (2) 役員会は、その他必要とする事項を検討する。

(経 費)

第7条 この会の運営に要する経費は、国保連合会が助成する。

附 則

この会は、平成11年9月13日から施行する。

附 則

「保健婦助産婦看護婦法」の一部が改正され、「保健師助産師看護師法」が平成14年3月1日より施行されたことに伴い、名称を「奈良県在宅保健婦の会」より「奈良県在宅保健師の会」に改正する。また、会則中の在宅保健婦を全て在宅保健師に改正する。

この会則は、平成14年4月1日より適用する。

附 則

この会則は、平成15年4月1日より適用する。

附 則

この会則は、平成15年6月30日より適用する。